

Ⅱ 公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長		取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否		通常	特例	
5	2238	1522	490	35	228	11	2	80	9	149
6	2452	1752	484	18	151	10	0	50	7	158

備考

- 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関		請求件数		処理状況						
		5	6	公開	一部公開	非公開			却下	取下げ
						非公開情報	不存在	存否応答拒否		
市 長	会計室	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	市長室	13	2	0	2	0	0	0	0	0
	総務企画局	58	29	11	16	3	5	1	0	1
	財政局	82	114	81	25	2	5	0	0	8
	市民局	39	57	34	23	0	12	0	0	1
	こども未来局	29	37	22	16	1	2	0	0	3
	福祉局	57	33	12	21	0	2	0	0	3
	保健医療局	126	136	105	21	0	7	0	0	5
	環境局	53	64	40	13	0	10	0	0	3
	経済観光文化局	37	67	45	18	1	6	0	0	3
	農林水産局	53	74	54	9	0	7	0	0	9
	住宅都市局	146	163	105	40	3	10	1	0	12
	道路下水道局	327	331	265	29	0	9	0	0	30
	港湾空港局	111	143	119	15	0	4	0	0	8
	区役所	597	610	479	104	0	19	4	0	18
小計	1729	1860	1372	352	10	98	6	0	104	
議長	5	4	0	2	0	3	0	0	0	
教育委員会	154	104	77	19	1	13	1	0	4	
選挙管理委員会	2	4	3	0	0	0	0	0	1	
人事委員会	5	6	1	2	2	0	0	0	2	
監査委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	3	0	2	0	1	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業水道局	163	204	185	10	0	2	0	0	8	
管理者交通局	73	103	66	23	4	4	0	0	16	
消防長消防局	87	143	39	62	1	26	3	0	22	
福岡市立病院機構	5	10	3	6	0	3	0	0	1	
福岡市住宅供給公社	12	11	6	6	0	1	0	0	0	
担当課なし	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	2238	2452	1752	484	18	151	10	0	158	

備考

- 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。
 不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	不服申立 件数	諮問件数	処理状況						
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未裁決
令和3・4年度の継続審議分及び令和5年度の申立て分	28	28	1	1	4	0	0	20	2
令和6年度の申立て分	11	11	0	0	0	0	0	11	0

備考

・令和3・4年度の継続審議分及び令和5年度の申立て分28件のうち、継続審議20件のうち、3件は令和7年6月に、1件は同年8月に、実施機関に対して答申を行った。また、審議済未裁決2件のうち、1件は令和7年4月に、1件は同年5月に、実施機関において裁決（棄却）されている。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		令和5年度		令和6年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	28,041枚	280,410円	27,831枚	278,310円
	カラー	1,637枚	49,110円	2,319枚	69,570円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		1,050枚	73,500円	1,242枚	86,940円
DVD-R		6枚	720円	8枚	960円
録音テープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚（片面）10円、カラー1枚（片面）30円。写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音テープ1巻170円、ビデオテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】

令和6年度以前になされた諮問について、令和6年度に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表5

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第1号)	特定事業者と共働した『公民館ミニ図書館』事業の開始にあたり作成した決裁文書一式
実施機関	市民局コミュニティ推進部公民館支援課
決定年月日	令和4年3月2日 (非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年3月17日
諮問年月日	令和4年4月18日
審査会開催日 (第1部会)	令和5年11月13日、12月11日、令和6年1月15日、2月7日、3月4日、4月15日、5月20日、6月10日
答申年月日	令和6年7月8日
答申内容	「特定事業者と共働した『公民館ミニ図書館』事業の開始にあたり作成した決裁文書一式(契約書類含む)」について、福岡市長が行った非公開決定は、同事業に係る協定書の写しを本件対象文書として特定したうえで、改めて決定等を行うことが妥当である。
裁決・決定年月日	令和6年8月2日
裁決・決定内容	認容(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問 ①福岡市総合図書館の総館長（2020年度～2021年度の特定総館長）に係る年間の勤務表及び勤務時間の分かる文書、 ②同期間における同特定総館長の助言回数、該当事項、助言内容及びそれに伴う実績が分かる文書
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和4年3月23日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月1日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和5年12月19日、令和6年1月24日、2月28日、3月13日、4月24日、5月27日、6月17日
答 申 年 月 日	令和6年8月7日
答 申 内 容	福岡市総合図書館の2020年度～2021年度の総館長の ①年間の勤務表、勤務時間の分かる文書 ②総館長の助言回数、該当事項、助言内容、それに伴う実績が分かる文書 について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、②については妥当であるが、①については、福岡市総合図書館の管理に係る基本協定書に基づき、実施機関は指定管理者に対し福岡市総合図書館における鍵の授受簿の提出を求め、本件対象文書①に該当するかを検討したうえ、改めて決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和6年9月5日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第3号)	福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみに係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び同センターで働いている人の名前と資格が分かる文書
実施機関	市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課
決定年月日	令和4年3月29日 (一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 職員名簿の氏名については個人情報であるため。
不服申立て年月日	令和4年4月19日
諮問年月日	令和4年5月2日
審査会開催日 (第1部会)	令和6年2月7日、3月4日、4月15日
答申年月日	令和6年5月28日
答申内容	「福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみに係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び同センターで働いている人の名前と資格が分かる文書」について、福岡市長が行った一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	令和6年6月14日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 特定高等学校における副教材選定について「教科会において適切に選定する」との文言が書かれた規定、規則、要項、基準等
実 施 機 関	教育委員会指導部高等教育課
決 定 年 月 日	令和4年3月24日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月5日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和6年2月28日、3月13日、4月24日、5月27日
答 申 年 月 日	令和6年7月1日
答 申 内 容	「特定高等学校副教材選定について、『教科会において適切に選定する』、との文言が書かれた規定、規則、要領、基準等」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和6年7月22日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却 (答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第5号)	市所有の特定池における外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 特定池に関し国土交通省への「一部使用許可」から農林水産省への「返還」に方針変更した経緯が分かる文書及び返還手続きの進捗状況が分かる文書
実 施 機 関	農林水産局総務農林部農業施設課
決 定 年 月 日	令和4年1月20日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月15日
諮 問 年 月 日	令和4年5月16日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和6年5月20日、6月10日、7月8日、8月5日、9月9日、 10月28日、11月18日、12月16日、令和7年1月20日
答 申 年 月 日	令和7年3月31日
答 申 内 容	市所有の特定池(上池、中池、下池の3池)における①外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 ②上池に関し国土交通省への「一部使用許可」から農林水産省への「返還」に方針変更した経緯が分かる文書及び返還手続きの進捗状況が分かる文書 について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問 市所有の特定池における外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 (令和4年度諮問第6号) 特定池の農林水産省への返還後の処分に関し、特定年月日に同省が福岡北九州高速道路公社に売り払った一部の土地のうち特定地番の土地について、特定年月日に同公社が道路用地として福岡市に寄付を行ったことに関する文書 福岡市が当該寄付の受入れを決定した決裁及び受入れ手続きの決裁
実 施 機 関	道路下水道局計画部計画調整課 (令和4年4月1日～高速道路推進課)
決 定 年 月 日	令和4年1月21日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年4月15日
諮 問 年 月 日	令和4年5月16日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和6年5月20日、6月10日、7月8日、8月5日、9月9日、 10月28日、11月18日、12月16日、令和7年1月20日
答 申 年 月 日	令和7年3月31日
答 申 内 容	市所有の特定池(上池、中池、下池の3池)における①外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 ②下池の農林水産省への返還後の処分に関し、平成14年6月10日に同省が福岡北九州高速道路公社に売り払った一部の土地のうち特定地番の土地について、平成21年1月27日に同公社が道路用地として福岡市に寄付を行ったことに関する文書 ③福岡市が当該寄付の受入れを決定した決裁及び受入れ手続きの決裁 について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第7号)	福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品（市長室秘書課の重要物品一覧表に係る美術・工芸品）において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類
実 施 機 関	市長室秘書課
決 定 年 月 日	令和4年4月27日 （一部公開決定）
非 公 開 理 由	①保存期間を経過した書類についてはすでに破棄済みであるため。 ②条例第7条第1号及び第2号に該当氏名は個人情報であるため。 法人名は、正当な利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年5月25日
諮 問 年 月 日	令和4年6月22日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和6年5月27日、6月17日、7月31日、8月19日、9月25日
答 申 年 月 日	令和6年10月22日
答 申 内 容	「福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類」について、福岡市長が行った公文書一部公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和6年11月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第8号)	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に係る文書
実 施 機 関	教育委員会総務部教育政策課
決 定 年 月 日	令和4年3月25日 （ 公開決定 ）
非 公 開 理 由	—
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年6月27日
諮 問 年 月 日	令和4年7月27日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和6年7月8日、8月5日、9月9日、10月28日、11月18日、12月16日、令和7年1月20日、2月17日、3月12日
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第9号)	特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類
実 施 機 関	水道局保全部保全調整課
決 定 年 月 日	令和4年6月28日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	<p>条例第7条第1号、第2号及び第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、理由は、個人情報であるため。 ・不動産鑑定評価書の一部は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、また、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・印影は、犯罪の予防のため。警察からの回答は、捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持のため。
不服申立て年月日	令和4年7月6日
諮 問 年 月 日	令和4年7月28日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和6年5月27日、6月17日、7月31日、8月19日、9月25日
答 申 年 月 日	令和6年10月22日
答 申 内 容	「特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類」について、福岡市水道事業管理者が行った公文書一部公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和6年11月7日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却 (答申どおり)

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第11号)	不服申立て事案についての諮問 特定年月日に建築指導課に違反建築物の情報提供した資料に記載してある全案件の調査方法と調査結果及びその対応について 特定建築確認検査機関に対し建築基準法第77条の32第2項により行った指示の内容及びその回答（対応方法）について
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築指導課
決 定 年 月 日	令和4年5月16日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第10条第1項に該当 本件請求に対し、公文書の存否を回答するだけで、当該調査の事実の有無や、該当建築物及びその所有者等が関与している事実が明らかとなり、条例第7条第1号及び第2号に掲げる非公開情報として保護する利益が損なわれるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年7月27日
諮 問 年 月 日	令和4年8月22日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和6年10月21日、11月27日、12月25日、令和7年1月29日、2月26日、3月21日
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第12号)	不服申立て事案についての諮問 令和3年度第2回福岡市総合図書館運営審議会議事録の会長あいさつ（活字ベースのもの又はICレコーダーの音声データ）
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和4年7月25日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年7月29日
諮 問 年 月 日	令和4年8月25日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和6年10月21日、11月27日、12月25日、令和7年1月29日、2月26日、3月21日
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第13号)	不服申立て事案についての諮問 メールによるパワーハラスメントを行ったとして、特定職員が懲戒処分が付された事案に関し、当該メールと当該メールに対する返信メールの一切
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和4年8月2日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号に該当 ・職員の個人情報であるため。 ・公開することにより、処分の実施に必要な証拠等の情報の提供が得られなくなり、適正な処分の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和4年10月14日
諮 問 年 月 日	令和4年11月10日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和6年12月25日、令和7年1月29日、2月26日、3月21日
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第14号)	不服申立て事案についての諮問 「九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに係る民間サウンディング」の実施内容及び九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式
実 施 機 関	住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
決 定 年 月 日	令和4年9月29日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・公にすることにより、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ・事業の性質上、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。
不服申立て年月日	令和4年10月25日
諮 問 年 月 日	令和4年11月21日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和7年2月17日、3月12日
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第15号)	不服申立て事案についての諮問 九大箱崎跡地の再開発事業者との「公募」についての議事録
実 施 機 関	住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
決 定 年 月 日	令和4年9月29日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・公にすることにより、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ・事業の性質上、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。
不服申立て年月日	令和4年10月25日
諮 問 年 月 日	令和4年11月21日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和7年2月17日、3月12日
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和4年度諮問第16号)	不服申立て事案についての諮問 平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの総務企画局行政部情報公開室(情報公開請求受付等の窓口)の職員(正職員・臨時職員・非常勤職員等全ての職員)の氏名とそれぞれの職務上の肩書き・職務担当内容が分かる文書
実 施 機 関	総務企画局行政部情報公開室
決 定 年 月 日	令和4年8月22日 (公開決定) (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・会計年度任用職員の職員番号は、職務外の人事管理上の情報と関連があるものであり、職務遂行情報に当たらない個人情報に該当するため。 ・会計年度任用職員の給料・報酬額は、職員ごとに異なり、職務遂行情報に当たらない個人情報に当たるため。
不服申立て年月日	令和4年11月25日
諮 問 年 月 日	令和4年12月23日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第17号)	福岡市で国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て
実 施 機 関	保健医療局総務部保険年金課
決 定 年 月 日	令和5年1月25日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認することを規定した関係法令は存在しないため。
不服申立て年月日	令和5年2月2日
諮 問 年 月 日	令和5年2月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第1号)	福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で福岡市のうち市長部局が保有するもの
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和5年3月24日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・職員の個人情報であるため。
不服申立て年月日	令和5年4月3日
諮 問 年 月 日	令和5年4月25日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (令和5年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で人事委員会が保有するもの
実施機関	人事委員会事務局審査課
決定年月日	令和5年3月24日 (一部公開決定)
非公開理由	<p>条例第7条第1号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人の氏名、処分を受けた当時の所属名、病歴、障害の詳細、職種、勤務歴、従事した業務の内容は、一体として特定の個人を識別することができる情報。 ・処分年月日、処分があったことを知った年月日、処分説明書の交付を受けた年月日、審査請求年月日、事案番号、証人氏名、及び添付資料等の甲号証、乙号証は、他の情報と照合することで個人を識別できる情報。 ・添付資料等の別紙1～5の2は、他の情報と照合すると個人の識別に繋がる部分。 <p>条例第7条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員の印影は、公開すると印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定される。
不服申立て年月日	令和5年4月3日
諮問年月日	令和5年5月2日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和6年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和5年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 農業委員会所属の特定職員の職員調書
実施機関	総務企画局人事部人事課
決定年月日	令和5年3月10日 (一部公開決定)
非公開理由	<p>条例第7条第1号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象文書のすべてが個人情報に当たるため。
不服申立て年月日	令和5年4月17日
諮問年月日	令和5年5月12日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和6年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問 文科省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に関し、文科省から送付された通知等、福岡市立学校へ送付した通知等について、 1. 文書の保存期間が分かる文書 2. 廃棄した年月日、理由、手続き、経緯が分かる文書（決裁書等）の全て 3. 2022年3月28日現在、この文書が存在していたかどうか分かる文書の全て
(令和5年度諮問第4号)	
実 施 機 関	教育委員会指導部教育相談課
決 定 年 月 日	令和5年4月5日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・当該文書は既に廃棄済みである。
不服申立て年月日	令和5年7月5日
諮 問 年 月 日	令和5年7月31日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問 2017年度～2021年度の間、 1. 実施機関宛の公開請求書において、福岡市情報公開室の判断（事務取扱要領等を根拠にしたもの）で公開請求書の内容に変更（修正・削除・訂正等）を加えて実施機関に送った文書の全て 2. 上記の文書のそれぞれについて、変更した際の理由・根拠が分かる文書（メモ等も含む）の全て
(令和5年度諮問第5号)	
実 施 機 関	総務企画局行政部情報公開室
決 定 年 月 日	令和5年4月3日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 ・公開を請求する公文書の名称又は内容（以下「請求内容」という。）について、請求者に確認して補正を行うもののほか、1枚の公開請求書に事務担当課の異なる複数の請求内容が記載されているときに、線や丸印などを記入することにより、請求内容を事務担当課ごとに区分することはあるが、情報公開室が独自の判断において請求内容に変更（修正、削除、訂正等）を加えることはないため。
不服申立て年月日	令和5年7月5日
諮 問 年 月 日	令和5年8月4日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和5年度諮問第6号)	不服申立て事案についての諮問 2017年度～2021年度まで 福岡市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から福岡市教育委員会へ提出された「体罰（軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全て
実 施 機 関	教育委員会職員部服務指導課
決 定 年 月 日	令和5年4月24日 （一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・児童生徒の氏名、所属等は個人に関する情報であるため。 ・教員の氏名、所属等は、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年7月31日
諮 問 年 月 日	令和5年8月30日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和5年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問 博多区役所における特定年月日の警備に関する最新の公文書及び電磁的記録（防犯カメラの録画）
実 施 機 関	博多区総務部総務課
決 定 年 月 日	令和5年10月11日 （非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第5号に該当 ・防犯カメラの映像を公開することにより、撮影の範囲が明らかになり、庁舎の安全管理に支障が生じるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和5年10月13日
諮 問 年 月 日	令和5年11月2日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第8号)	福岡市が被告または原告となった訴訟記録（訴状・答弁書・準備書面・判決文・控訴・上告を含む）（令和4年度から過去10年分）
実 施 機 関	総務企画局行政部法制課
決 定 年 月 日	令和5年7月3日 （ 却下 ）
非 公 開 理 由	条例第6条第2項の規定に基づき、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正に応じなかったため。
不服申立て年月日	令和5年10月10日
諮 問 年 月 日	令和5年11月9日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第10号)	福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議の議事録（2023.8.22開催）
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和5年11月15日 （ 非公開決定 ）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・当該文書を作成していない。
不服申立て年月日	令和5年12月5日
諮 問 年 月 日	令和5年12月27日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第11号)	特定日における防衛省からの博多港改修についての資料一切、その後の協議に関する記録及び資料一切
実 施 機 関	港湾空港局港湾計画部計画課
決 定 年 月 日	令和6年1月9日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない ・10月10日の資料については、現在、国において検討中のものであるため。なお、博多港改修についての個別の説明は受けていない。また、その後の協議に関する記録及び資料については、10月10日以降、国との協議が行われていないため存在しない。
不服申立て年月日	令和6年1月19日
諮 問 年 月 日	令和6年2月19日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和5年度諮問第12号)	令和4年度の文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」中の「いじめる児童生徒への特別な対応」の「警察等の刑事司法機関等との連携」に該当した事例に関する文書の一切
実 施 機 関	教育委員会指導部安全・安心推進課
決 定 年 月 日	令和6年2月14日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号、第5号及び第6号該当 ・上記「警察等の刑事司法機関等との連携」に関する本市の調査票については、統計法第40上の規定により、当該統計調査の目的以外の目的での利用・提供ができないため。 ・該当する事例に関する文書の中で警察への相談、通報の内容が分かるものについては、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和6年2月26日
諮 問 年 月 日	令和6年3月8日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和6年度諮問第1号)	懲戒処分された特定の公務員の「2019年から2023年3月までの出勤簿」、「2019年から2022年1月までの超過勤務命令簿」、「懲戒処分についての検討・意思決定に関する公文書」
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和6年2月13日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号又は第5号に該当 ・職員の個人情報又は行政運営情報であるため。
不服申立て年月日	令和6年5月4日
諮 問 年 月 日	令和6年5月23日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和6年度諮問第2号)	懲戒処分された特定の公務員の「2022年度から2023年度までに送信した電子メールの一切」、「2019年から2022年1月までの超過勤務命令簿」、「人事記録」、「2022年4月年から2024年までの出勤簿」、「2019年から2024年までに架電・受電した電話の電話書留簿」、「2022年2月から2024年までの超過勤務命令簿」
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和6年2月13日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	「人事記録」 条例第7条第1号に該当 ・対象文書のすべてが個人情報に当たるため。 その他の文書 公開請求に係る公文書を保有していない。 ・当該文書を作成していない。
不服申立て年月日	令和6年5月4日
諮 問 年 月 日	令和6年5月23日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (令和6年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 令和4年度及び令和5年度の「福岡市立中学校全校の出退勤記録として、教職員の対象年月日、学校名、職員番号、職員氏名、補職名、出校時刻、休憩時刻、退校時刻、勤務時間、在校時間、時間外勤務時間が記載された文書」
実施機関	教育委員会職員部労務・給与課
決定年月日	令和6年3月22日 (一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号、第3号及び第5号に該当 ・職員番号は人事管理上の情報であるほか、職員氏名、職名は個人の識別につながる情報であり、出退勤時刻との照合により、個人の権利利益の侵害、犯罪の誘発、それに伴う教員離れ等につながるおそれ等があるため。なお、令和5年度の1月から3月までの記録は保有していない。
不服申立て年月日	令和6年6月1日
諮問年月日	令和6年7月1日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和6年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (令和6年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 特定者を「支援措置対象者」として判断するに至った「住民基本台帳事務における支援措置申出書」、「相談機関等の意見に関する書類」、「支援措置対象者決定に係る起案文書」を含む、当該判断に関する全ての文書
実施機関	南区市民部市民課
決定年月日	令和6年8月13日 (非公開決定)
非公開理由	条例第10条第1項に該当 ・個人を特定してなされた公開請求に対し、公文書の存否を回答するだけで、当該個人が関与している事実が明らかとなり、条例第7条第1号で個人情報情報を非公開情報として保護する利益が損なわれるため。
不服申立て年月日	令和6年8月13日
諮問年月日	令和6年9月11日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和6年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要 (令和6年度諮問第5号)	不服申立て事案についての諮問 特定職員が特定後輩職員にパワーハラスメントを行ったとして懲戒処分を受けた事案に関し、特定後輩職員の「2022年度から2024年度までに送信した電子メールの一切」、「2020年4月から2024年までの出勤簿」、「2020年4月から2024年までの超過勤務命令簿」
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和6年6月3日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号又は第5号に該当 ・個人に関する情報又は公開することにより、人事管理に係る事務に関し、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。
不服申立て年月日	令和6年8月19日
諮 問 年 月 日	令和6年9月17日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和6年度諮問第6号)	不服申立て事案についての諮問 特定職員が特定後輩職員にパワーハラスメントを行ったとして懲戒処分を受けた事案に関し、特定後輩職員の「人事記録」「2019年4月から2020年3月までの出勤簿」「2019年度から2024年度までに架電・受電した電話の電話書留」「2019年4月から2020年3月まで超過勤務命令簿」
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和6年6月3日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	「人事記録」 条例第7条第1号及び第5号に該当 ・個人に関する情報又は公開することにより、人事管理に係る事務に関し、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。 その他の文書 公開請求に係る公文書を保有していない。 ・当該文書が存在しないため。
不服申立て年月日	令和6年8月19日
諮 問 年 月 日	令和6年9月17日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (令和6年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問 懲戒処分を受けた特定職員に関する採用から2024年度までの「出勤簿」、「超過勤務命令簿」、「休暇簿」、「旅費精算請求書」、「辞令の写し」
実施機関	福岡市立病院機構運営本部法人運営課
決定年月日	令和6年7月9日 (一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
不服申立て年月日	令和6年8月19日
諮問年月日	令和6年9月18日
審査会開催日	—
答申年月日	(令和6年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和6年度諮問第8号)	懲戒処分を受けた特定職員に関する採用から2024年度までの「休職の申請・取得に関する公文書」、「人事記録」、「人事評価に関する公文書」、「出張計画書」、「出張報告書」、「身上調書」、「送信した電子メール」、「受信した電子メール」、「架電・受電した電話の電話書留」及び、特定職員に関する「刑事告発に関する公文書」
実 施 機 関	福岡市立病院機構運営本部法人運営課
決 定 年 月 日	令和6年7月9日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	「人事記録」「人事評価に関する公文書」 条例第7条第1号、第5号に該当 ・個人に関する情報を含むとともに、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に当たるため。 その他の文書 公開請求に係る公文書を保有していない。 ・当該文書を作成していない。
不服申立て年月日	令和6年8月19日
諮 問 年 月 日	令和6年9月18日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和6年度諮問第9号)	令和6年8月21日に福岡市が開催した特定講座の 1. 講師が使用したレジュメ一式 2. 講師に対する謝礼や報酬額が分かる資料
実 施 機 関	市民局男女共同参画部事業推進課
決 定 年 月 日	令和6年9月11日 (公開決定)
非 公 開 理 由	—
不 服 申 立 て 年 月 日	令和6年9月22日
諮 問 年 月 日	令和6年10月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和6年度諮問第10号)	福岡市に現存する「特定学園」、「特定学園理事長氏名」、「特定学園顧問弁護士」の文字が書かれた全ての文書及び文書つづり
実 施 機 関	こども未来局子育て支援部こども発達支援課
決 定 年 月 日	令和6年8月27日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第2号に該当 ・氏名は個人情報であるため。また、法人情報については公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和6年9月30日
諮 問 年 月 日	令和6年10月29日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (令和6年度諮問第11号)	不服申立て事案についての諮問 建築紛争に係る専門家助言制度について「申し出の主たる相談各5ヶ年分」及び「開発・建築調整課に申し出のあった苦情件数と内容」がわかる文書
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部開発・建築調整課
決 定 年 月 日	令和7年1月30日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号、第2号及び第3号に該当 ・公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益、競争上その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・財産の保護・犯罪の予防上支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和7年2月19日
諮 問 年 月 日	令和7年3月11日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和6年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—